特別警報・暴風警報発令時などの対応について

特別警報・暴風警報発令時などの対応については、次のとおりといたします。ご確認のうえ、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1　**自宅待機（臨時休業）**となる場合

午前６時の時点で**特別警報（大雨・暴風・大雪・暴風雪）**、**暴風警報**、が発令されている場合は、生徒は**自宅待機（臨時休業）**とする。
学区に**避難指示**が発令されている場合も、**自宅待機**とする。**（裏面参照）**

★**午前６時の時点で**、「登校」か「自宅待機（臨時休業）」かを判断してください。

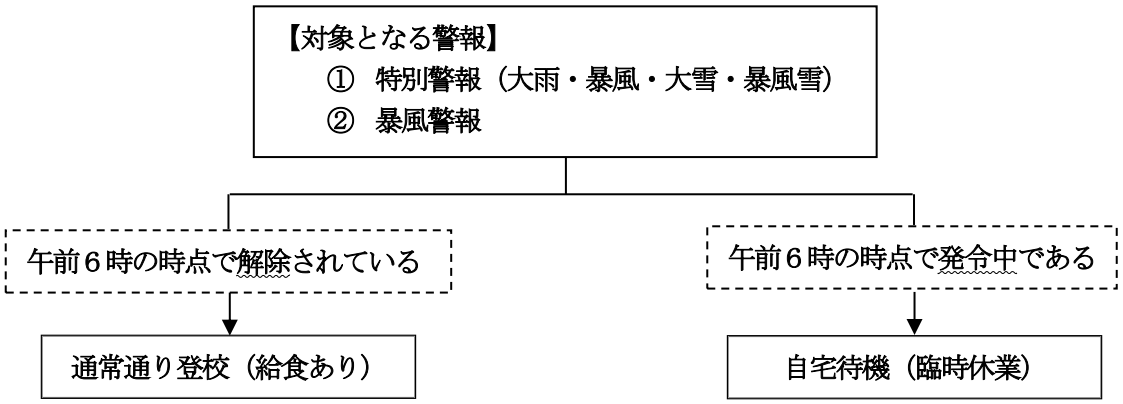

※午前６時の時点で発令されていないが、**始業前までに①②の警報が発令された場合も、「自宅待機（臨時休業）」**とします。また、登校後（授業時間帯）に①②の警報が発令された場合は、教育活動を中止し、状況を見てなるべく早く下校させます。下校開始時刻等は、「保護者連絡帳」で連絡いたします。

2　**大雨・洪水警報発令**など**上記①②以外の警報発令の場合は、原則として生徒は登校すること**とします。
ただし、大雨・洪水警報発令などに伴って保護者が安全確保の観点から登校を見合わせたいと判断した場合、保護者はその旨を学校に連絡してください。

3　その他（お願い）

（1）　特別警報・暴風警報・避難指示の発令を知らないで登校している場合は、安全に配慮しながら帰宅させます。また、通学路等で生徒を見かけた時は、速やかに安全に帰宅するようお声掛けをお願いします。

（2）　登下校する上で危険箇所のある場合は、学校に連絡をお願いします。
（西中学校　☎０８６－４２２－６０３０）

（3）　緊急連絡は「保護者連絡帳」でお知らせします。登録がまだお済ではない方は、この機会に登録をお願いいたします。

「高齢者等避難」・「避難指示」発令時の対応について

＜学校園所在地において発令された場合＞

(1) 登校前に発令された場合

○ 倉敷市の警戒レベル３「高齢者等避難」発令

⇒通常通り登校とするが、保護者の判断により登校を控えた場合は、欠席（遅刻を含む）扱いとしない。

○ 倉敷市の警戒レベル４「避難指示」発令

⇒午前６時の段階で発令されていた場合は、「自宅待機」とする。その後、解除となり登校することとなった場合でも、保護者の判断により登校を控えた場合は、欠席（遅刻を含む）扱いとしない。

(2) 登校後に発令された場合

○ 倉敷市の警戒レベル３「高齢者等避難」発令

⇒保護者から申出があった場合は、保護者への引渡しを基本として下校させ、早退扱いとしない。

○ 倉敷市の警戒レベル４「避難指示」発令

⇒下校を基本とする。状況によっては教員誘導により下校させる。ただし、発令地域に自宅がある場合は、保護者と相談して判断する。緊急を要する場合は新たな避難場所へ誘導する。

＜在住地もしくは通学路において発令された場合（「高齢者等避難」以上）＞

(1) 登校前に発令された場合

⇒午前６時の段階で発令されていた場合は、保護者の判断により、必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難する。保護者の判断により登校を控えた場合は、欠席扱いとしない。

その後、解除となり登校することとなった場合でも、保護者の判断により登校を控えた場合は、欠席（遅刻を含む）扱いとしない。

(2) 登校前に発令されていたが、授業時間内に解除された場合

⇒ 安全に気をつけて登校させてもよいが、保護者の判断により登校を控えた場合でも欠席（遅刻を含む）扱いとはしない。

(3) 登校後に発令された場合

⇒保護者から下校の申出があった場合は、保護者への引渡しを基本として下校させ、早退扱いとしない。

★早く下校させる場合や臨時休業等については、「保護者連絡帳」で配信します。